

京まち工房



summer
情報交流誌

no.

31

(財)京都市景観・まちづくりセンター ニュースレター

パートナーシップで進めるまちづくり

歴史都市・京都創生に向けてバージョンアップ！！ ～財団法人京都市景観・まちづくりセンターは 景観整備機構に指定されました～



1200年を超える悠久の歴史と文化が息づく歴史都市京都。人々の叡智の積み重ねと山紫水明の自然の調和が織りなす京都の都市景観は、世界にも類を見ない美しいものです。私たち(財)京都市景観・まちづくりセンターは、こうした京都らしい景観の保全・創造と質の高い住環境の形成を目標に、平成9年の設立以来、住民・企業・行政のパートナーシップによるまちづくりの推進に取り組んできました。

こうした取組の成果が評価され、平成17年5月9日、私たち(財)京都市景観・まちづくりセンターは、昨年成立し

た景観法に基づき、全国に先駆けて京都市から「景観整備機構」に指定されました。また、今年度は新たに、京町家の保全・再生・活用を支援するための基金「京町家まちづくりファンド」を設立し、京町家の改修助成等に取り組んでいくこととしています。

景観整備機構の指定、京町家まちづくりファンドの設立を軸として、これまでの活動の一層の充実と更なる発展に取り組んでいきたいと考えています。皆さんのますますの応援をお願いいたします。

景観法と景観整備機構

わが国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」は、平成16年6月18日に公布され、平成17年6月1日に完全施行となりました（一部は平成16年12月17日施行）。また、この景観法に基づき、平成17年5月9日、私たち(財)京都市景観・まちづくりセンターは、京都市から全国初の景観整備機構に指定されました。



京都市では、昭和47年に全国に先駆けて「京都市市街地景観条例（現 京都市市街地景観整備条例）」が制定され、これまで美観地区、特別保全修景地区（現 文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区）、巨大工作物規制区域（現 建造物修景地区）などの制度で、京都の特色ある歴史的な町並みの整備が進められてきました。景観法の施行により、今後これらは、景観計画、景観地区といった景観法の枠組みによる制度に再編成されることとなります。

景観法により新たにできた制度の一つが、私たち(財)京都市景観・まちづくりセンターがこの度指定された「景観整備機構」です。景観整備機構は、景観施策の実施を補完する機関として、NPO法人や公益法人の中から景観行政団体（政令指定都市など景観施策を実施する地方公共団体）の長が指定することができるものです。景観整備機構の業務は景観法に列記されていますが、私たちが実施する業務は次のとおりです。

1 良好な景観の形成に関する専門家の派遣、情報提供、相談その他の援助

景観法では、景観行政団体に対して、景観計画の策定または変更、景観重要建造物の指定について、住民やNPO、建物の所有者等が提案を行うことができるとされています。また、ある区域内の土地所有者及び居住者の間で、建物のデザインや土地利用の基準を定める景観協

定を締結ができることとなっています。こうした活動に対する専門的立場での支援は法律の趣旨を実現するためには欠かせないものです。既に私たちは、まちづくり活動支援事業による専門家の派遣や、京町家再生セミナー、京町家なんでも相談など、地域の景観・まちづくり活動、京町家の保全・再生活動のサポートに取り組んできました。専門家ネットワークのますますの充実を図るとともに、新たな支援メニューの研究開発などに継続的に取り組みながら、良好な景観形成を促進していきたいと考えています。

2 管理協定に基づく景観重要建造物の管理

良好な景観形成に重要な建造物を、景観行政団体は景観重要建造物に指定することができます。景観重要建造物は外観の変更等に制限を受け、適切な管理が義務付けられる一方、相続に際して税制面で負担緩和が図られることとなります。景観整備機構は景観行政団体と同様、所有者と管理協定を締結して景観重要建造物の管理を行うことができます。地域の景観・まちづくり活動の拠点として活用することも視野に入れながら、市民活動団体、学識者、事業者団体等との協働により、取組を進めたいと考えています。

3 良好な景観の形成に関する調査研究

景観行政団体に対する提案や、住民やNPO活動の支援のため、地域における景観・まちづくり活動の促進、京町家等の既存ストックの保全・再生・活用、京都らしい景観創出等について、景観整備機構として必要な調査研究に取り組んでいきます。

4 良好な景観形成を促進するために必要な啓発業務

京都らしい景観の価値・魅力、それを形成していくために必要な住民主体のまちづくり活動などについて多くの市民の意識高揚のため、景観・まちづくり大学の各種セミナーや景観・まちづくりシンポジウム等の啓発事業に引き続き取り組んでいきます。



景観・まちづくりコンクール

景観整備機構は行政の景観業務の一部を肩代わりする機関というよりも、住民、市民活動団体、事業者、行政それぞれの取組の活性化と協働を促していく中間的な機関として、その役割が期待されています。これは正に私たち(財)京都市景観・まちづくりセンターの設立理念、基本方針そのものといっているでしょう。

景観整備機構の指定を機に、景観・まちづくり活動を支援・コーディネートしていくより一層信頼度の高い組織を目指していきたいと考えています。

京町家の保全・再生・活用を促進するための基金

「京町家まちづくりファンド」 を設立します！

私たち(財)京都市景観・まちづくりセンターは、京都らしい町なみ景観を形成し、京都のまちの暮らしを体現する器として、京町家の保全・再生・活用を推進することが京都のまちづくりの大きな課題ととらえ、シンポジウムやセミナーの開催、相談事業の実施など様々な取組を進めてきました。また、京町家の所有者・居住者、市民活動団体などの地道な取組の積み重ねもあって、京町家の保全・再生・活用は近年急速に進んでいます。

しかし一方で、相変わらず京町家がマンションや駐車場、一般の戸建住宅などに姿を変えています。平成16年3月の「京町家まちづくり調査」では、都心部(中京区・下京区)において7年間で約13%の京町家が失われていることが分かりました。

京町家の保全・再生・活用の更なる推進を図るため、私たち(財)京都市景観・まちづくりセンターは、京町

家の改修助成や京町家を活かしたまちづくりの取組の活性化事業等に活用する基金、「京町家まちづくりファンド」を本年9月を目途に新たに創設することとしました。6月にはファンドの運用や事業内容の基本方針を検討するために「京町家まちづくりファンド設立準備委員会」を設置し、6月1日には先行して寄付の募集を開始するなど、ファンド設立に向けた準備に鋭意取り組んでいます。

京町家まちづくりファンドの原資

京町家まちづくりファンドの設立は従来から私たちの念願でありました。それが、昨年、東京在住の篤志家から、「京町家の保全・再生のために」と5千万円もの寄付が京都市にあったこと、(財)民間都市開発推進機構において住民参加型のまちづくりファンド設立の助成事業が今年度から取り組まれることとなったことが契機となり、実現することとなったものです。設立に当たっては、京都市からの助成金(1億円、うち5千万円は前述の寄付金が原資)、(財)民間都市開発推進機構からの設立助成金(基金総額の1/3、5千万円限度)及び皆様からの寄付金が原資となります。事業の充実のため、皆様の寄付のご協力を是非お願いいたします。

ご寄付の手续

1 寄付申出書の提出

寄付金は、1口5,000円から受け付けます。寄付申出書に必要事項を記入のうえ、京都市景観・まちづくりセンターに御持参いただくか、ファックス、郵便等でお送りください。



2 寄付金の入金

寄付金は、京都市景観・まちづくりセンターの窓口で直接御入金いただくか、ファンド寄付受入の専用口座(UFJ銀行京都支店、京都中央信用金庫本店、京都銀行本店)にお振り込みください。お振り込みの際には、所定の専用振込用紙を御使用ください。**(誠に勝手ながら、寄付金照合の手続上、ATM(振込機)、ネット銀行からの入金は御遠慮ください)**。専用振込用紙がお手元に無い場合は、寄付申出書に『専用振込用紙の送付が必要』の旨を御記入いただくか、下記にお電話ください。

お振り込みの際に交付する「振込金受取書」は寄付受入書がお手元に届くまで、大切に保管してください。

なお、専用振込用紙で上記金融機関の本店からお振り込みになれば、手数料は不要です。

以上で手続は完了です。申出書と振込金の照合後、寄付受入書をお送りいたします(京都市景観・まちづくりセンターの窓口で御入金の場合はその場で交付いたします)。

ファンドを活用した事業

周辺の町なみ形成に重要な要素となっている京町家の改修費用の助成などを想定していますが、詳細については、京町家まちづくりファンド設立準備委員会で検討を行います。ファンド設立時には具体的な内容について改めてお知らせします。



(注意事項等)

- ・京町家まちづくりファンドへの寄付は、現段階では所得税法、地方税法による寄付金控除、法人税法の損金算入の別枠扱いの対象とはなりません。
- ・これらの措置を希望される場合は、事前に財団法人京都市景観・まちづくりセンターまでご相談ください。
- ・財団法人京都市・景観まちづくりセンターの広報物、ホームページなどに寄付者の氏名・法人名を公表することがあります。公表を希望されない場合は、寄付申出書の「寄付者氏名等の公表について」欄に○をつけてください。
- ・「京町家まちづくりファンド寄付申出書」については、京都市の区役所等の関係機関の窓口で直接配布されているもの、または、センターのホームページからダウンロードしたもののどちらかをご利用ください。

『姉小路界隈を考える会』 ～生活やなりわいに調和した美しい街なみを守る取組～

住民主体のまちづくりを紹介するコーナー

姉小路通を中心に、東は寺町通から西の烏丸通までの東西約700mの間、北は御池通から南は三条通までの南北約200mの範囲の界隈において、マンション建設反対運動を契機に、将来のまちづくりを見込んだ組織の必要性が確認され、地域住民が中心となって発足した「姉小路界隈を考える会」。

平成12年3月発行のニュースレター第10号でもご紹介しましたが、その後も活発な活動を続けている取組についてご紹介します。

マンションを建てるなら“地域にふさわしいもの”を!

平成7年、柳馬場通姉小路下る油屋町の土地に11階建て分譲マンションの計画が発表されました。ここは旧京都ガスの発祥の地であり、敷地の一部が広場として地域に親しまれていた場所でした。突然のマンション建設の話に対して、このような場所にマンションを建設するのであれば、京都にふさわしい集合住宅のモデルになるような建物を造って欲しいとの想いから、周辺住民が中心となり「姉小路界隈を考える会」は設立されました。1年ほどの活動の末、マンションの計画は一旦白紙に戻され、それから2年半後に事業者からの申出により、(財)京都市景観・まちづくりセンターの仲介のもと、事業者と地元が協議を再開することとなりました。

そして平成11年、「地域共生の土地利用検討会」を発足させ、土地活用法のアイデアを募集することから始めて、地域のなりわい、文化性、都心居住等をコンセプトに約2年間、17回の検討会を重ねました。



アーバネックス三条

互いの努力の結果、当初計画の11階は8階へ、容積率は400%から250%へ変更され、100年間耐久を目指した構造や採光や通風への工夫、坪庭や町家をイメージした空間構成、屋上菜園や地域との交流スペース等も取り入れた「アーバネックス三条」の計画が決定しました。

みんなで協力して美しい街に

マンション問題をきっかけにして発足した会でしたが、建物の高さやデザインの規制といった各論だけではなく、まちを再発見し、皆が納得できるまちの将来像を探っていくことも活動の柱としています。界隈に点在する老舗には、北大路魯山人や富岡鉄斎等の書による木彫看板があり、通りを歩く人にとって目線の少し上の「日常の風景」に京都の文化的な雰囲気を感じ出しています。会ではこれらの「まちの顔」の看板に着目し、「看板の似合うまちづくり」を進めています。会ではまちに溶け込んでいる看板を浮かび上がらせようと、看板や町家をライトアップする企画も生まれました。「灯りでむすぶ姉小路界隈」と題したこの

企画は、平成9年から地蔵盆の夜に続けられ、現在は大晦日の夜も実施し、地域の恒例行事として定着しています。

この界隈はまた、そうした特色ある老舗とともに、非常に洗練された伝統技術をもつ職人の工房も数多く見受けられます。会では界隈に住む老舗の主人や職人の方にお話を伺い、紹介していく「姉小路にんげんマップ」シリーズを企画し、活動の重要な柱の一つとなっています。更に、まちの人たちが、この界隈に似合う鉢植えづくりに取り組み、通りに並べて界隈を訪れる人に対する「もてなしの心」を表現する「花と緑でもてなす姉小路界隈」を平成10年から継続して実施しています。



この事業では、「アーバネックス三条」の屋上菜園を利用して、地域に新たに入ってこられたマンション住民の方と一緒に花の苗を育て、大きくなれば通りやマンションの玄関口に移植するような「地域住民の交流」にも一役買っています。

姉小路界隈町式目(平成版)の制定

「豊かな歴史と伝統を有する姉小路界隈において、この地で生まれ、継承された精神性(こころ)の再認識を行い、まちを支える人のつながりを大切に、住みよい、安心して暮らせる環境づくりや、まちに住み、働く人々に愛され、誇りに思える街なみづくりなどを皆で考え、皆の手でまちづくりにつなげていくこと」が、会設立時に確認した目的です。会ではこの目的の具体化に向け、まちづくりの方針について協議を開始しました。江戸時代の自治管理体制の要となった町の法律「町式目」から現代のまちづくりのヒントとなるような知恵を見つけようと勉強会を重ね、平成12年4月に現代風にアレンジした「姉小路界隈町式目(平成版)」を策定し、今後の姉小路界隈のまちづくりの基本方針としました。この町式目



姉小路界隈町式目(平成版)

の六カ条は木製看板に墨書でしたため、界隈の3カ所に掲示しています。また、この町式目の制定と「アーバネックス三条」の竣工を祝い、この場所が京都ガス事業発祥の地であることからガス灯を望む声が燃えあがり、「京都のまちづくりの希望の灯り」と命名してガス灯設置の運びとなりました。



ガス灯

この灯りを世界中の人々にお届けしたいという思いから、会ではホームページ (<http://aneyakouji.jp>) でこのガス灯を生中継しています。

建築協定の締結

会では姉小路界隈町式目の具体化に向け、平成13年から建築協定(※)の締結に向けて活動を開始しました。現在の姉小路界隈の建物は、高くても5階までという京都の都心部でも珍しい地域です。そんな地域の人たちのまちに対する思いから「建物の高さは5階以下18mまで」、落ち着いた風情を守るために「コンビニエンスストアの禁止」などといった内容としました。この取組を進める中で新たなマンション問題が発生したこともあり、当初は界隈の一部の町で進めていた建築協定の動きは一気に界隈の13町内会、対象区域で2haにも広がることとなりました。そして、平成14年3月26日に姉小路界隈地区と松長町地区の2地区の建築協定を京都市に申請し、7月に認可されました。

まちづくり協定の締結(街なみ環境整備事業)

平成16年度からは京町家と調和した街なみを創造し、地域の魅力や活力を高めることを目的に、「姉小路界隈地区街なみ環境整備事業」を進めることとなりました。この事業に先立って、「町式目」、「建築協定」に加え、「姉小路界隈地区まちづくり協定」を締結し、運営母体として「姉小路界隈地区街なみ環境整備事業協議会」を設置しました。

平成16年度の事業の中では、協定区域内の2つの京町家の改修を行い、姉小路界隈に京町家の街なみが再生され、新たな界隈の顔が生まれました。



改修前



改修後

これまでの10年とこれからについて

平成7年に発足した姉小路界隈を考える会の活動は今年で10年目を迎えます。会長である市古和弘さんは「会での取組を通じて人とのつながりを再認識できました。周りの人から『いいところに住んでおられますね』と言ってもらえる地域にしなければいけないと思っています。そのための活動をこれまで続けてこれたと思っていますし、これからも新たな取組を進めていきたいと考えています」と話しておられました。また、事務局長の谷口親平さんからは「老舗の木彫看板や町家など昔からのまちの風情を醸し出すものに加えて、新しいものも取り入れながら「姉小路ブランド」を今後も高めていくことが、地域の独自性や付加価値を高めていくことになると思います。情報発信を行いながら、世界中から注目される、まちづくりの一つの原点になるような活動を展開していきたいと思っています」とのお話をいただきました。また、まちづくりアドバイザーの石本幸良さんからは、「姉小路界隈の「有志」が集まった団体が10年もの間活動を続け、発展させてきたことは本当にすごいことだと思います。活動がここまで継続した要因は、メンバーの役割分担の明確化と相互信頼が基調になっていると思います」とのコメントをいただきました。

地域で生活する人たちがまちを見つめ、まちを考えてきた「姉小路界隈を考える会」のこれからの10年にも注目していきたいと思っています。



会長
市古和弘さん



事務局長
谷口親平さん



アドバイザー
石本幸良さん

※建築協定

住環境などを維持・向上させるため、自主的に建築物の敷地・構造・形態・意匠などに関する基準を協定する建築基準法に基づく制度。

◆まちづくり協定の建築物等の整備目標

- ・外壁は和風を基調とし過度な装飾を避ける。
- ・屋根は勾配屋根とし、日本瓦が基本。
- ・道路に面した壁面には半間(0.9m)程度の出がある通り庇を設けること。
- ・新築の場合は壁面は道路から半間程度以上後退する。
- ・道路等に面しての空地には、屋根を持つ門・塀を設置し、街なみの連続性に配慮する。
- ・看板は周辺の街なみと調和したものとする。

◆『姉小路界隈町式目(平成版)』

- 一 姉小路界隈が大切に育んできた「居住」と「なりわい」と「文化性」のバランス、そのバランスの維持を意識しながら発展するよう、地域の人々が協力してまちを支えましょう。
- 一 姉小路界隈は住み続け、なりわいを表出するまちとして、その界隈性を守り育む「人」や「なりわい」を受け入れ、支えましょう。
- 一 姉小路界隈は、なりわいの活気と住むことの静けさが共存する、落ち着いた風情のあるまちです。この環境や風情を大切に、その維持に努めましょう。
- 一 生活やなりわいの身丈に合った、姉小路界隈の町並みを維持しましょう。
- 一 姉小路界隈は、まちへの気遣いと配慮を共有したまちです。周囲(まち)との調和を了解しながら、それぞれの個性を表現していきましょう。
- 一 姉小路界隈の通りは、地域の人に「もてなしの心」を表現する場として認識され親しまれてきました。その思いを継承し、より心楽しい美しい通りになるよう努めましょう。

平成16年度都市再生モデル調査 「まちづくりネットワークによるまちなみ景観形成・まちなか活性化調査」

(財)京都市景観・まちづくりセンターでは、NPO法人都心界隈まちづくりネット、楽洛まちぶら会と共同で、平成16年度都市再生モデル調査「まちづくりネットワークによるまちなみ景観形成・まちなか活性化調査」に取り組みました。本調査では、地域特性の異なる御池通・姉小路通地区、三条通地区の2ヶ所で行われた社会実験・実践的取組を対象として調査分析を行いました。2つの地区でそれぞれ異なる内容の取組が実施されましたが、①地域景観に応じたまちなみ景観形成手法の有効性、②ネットワーク型まちづくり組織による地域活性化手法の有効性、③持続的なまちづくり・景観形成に求められるまちづくりプロセス・プログラムという視点から調査分析を進め、2つの地区の調査分析結果のとりまとめを行いました。

NPO法人都心界隈まちづくりネットによる 御池通・姉小路通地区での取組

御池通・姉小路通地区では、NPO法人都心界隈まちづくりネットが中心となって、京都市のシンボルロードとして位置づけられる御池通における景観形成に関する情報発信や景観シミュレーションの取組が実施されました。その取組を調査分析することによって市民レベルでの景観形成手法に関する可能性について検討を行いました。また、御池通周辺の老舗店舗や企業も含めた沿道事業者による「新しい町衆（企業町会）」によるまちづくりの可能性について検討しました。

具体的な取組としては、NPO法人都心界隈まちづくりネットと(財)京都市景観・まちづくりセンターが共催した『景観講座「美しい都市-京都・都心界隈からの発信」～「美しい都市づくり」による京都創生に向けて～』です。

これは3回連続の講座と各講座を総括するシンポジウムとで構成されています。この取組は、御池通を中心とした景観形成について、市民への幅広い情報発信とルールづく



景観講座でのワークショップ風景

りへの参加を促すことを目的として開催したものです。また、ルールづくり手法の研究のために、実践的な景観シミュレーションの実験も合わせて実施しました。景観シミュレーションでは、コンピューター画像処理（バーチャルリアリティ手法／VR）を活用し、多様な価値観を持った様々な立場の市民の皆さんの、より良い景観への認識の共有を目指しました。



御池通の現状

御池通沿道の建物用途については条例で規定されていることから、高さや容積の方を中心的なテーマとしました。

また参加者の合意点を確認するため、各回ともワークショップ形式で実施しました。

楽洛まちぶら会による三条通地区での取組

三条通地区では、楽洛まちぶら会が中心となり、近代建築・京町家等の豊富な歴史的景観のストックを活用した社会実験「三条あかり景色プロジェクト」が実施されました。その取組を調査分析することによって、新たな景観形成手法の可能性について検討を行いました。また、従来の「組合型」、「企業型」、「コンソーシアム型」ではない様々な「個人」で構成する「ネットワーク型まちづくり組織（楽洛まちぶら会及び店子コミュニティ）」の形成と、そのような組織によるまちづくり、景観形成推進の可能性について検討を行いました。

三条あかり景色プロジェクトは、京都の都心部で開催される「第4回京都映画祭」に合わせて企画され、都心部を「京都の映画文化」の舞台として積極的に発信し、京都ブランドの認識を高めるとともに、「新しい京都のまちなかのまちなみ景観」を提案し、その後のまちづくりへとつなげることを目的として実施されました。三条通の川端三条から烏丸三条までの区間で平成16年9月18日から20日までの3日間、午後7時から10時まで行われた内容は、①ショーウィンドウの夜間ディスプレイ（7箇所で開催）、②映画に関するコンテンツの映写（20箇所、28画面を実



三条あかり景色プロジェクト

施)、③三条通のシンボル建築のライトアップ(近代建築5棟)、④鴨川などの水辺への映写、といった内容で構成されるものでした。また社会実験の効果を持続的なものとしていくとともに、地域のまちづくりの基盤づくりにつながるため、三条通沿道事業者によるネットワーク型の「店子コミュニティ」の形成もこの取組を通じての成果として期待されていました。「シネマカフェ&ショップ」、ショーウィンドウの夜間ディスプレイ、映画に関する映像情報の映写場所の提供等に参加協力と呼びかけることを通して、沿道事業者の連携が目指されていました。

調査の結果

今回の都市再生モデル調査では、最初に述べた3つの視点から調査分析を進めました。調査分析から以下のような結果を得ました。(②、③については両地区共通事項)

①地域景観に応じたまちなみ景観形成手法の有効性

- ・既存の景観ストックに映像照明を重ね合わせて新たな夜の景観を創出するという手法は、既存の景観ストックを意識させる手法として有効である。(三条通地区)
- ・映像や照明の手法が特定のストーリーを表現するものではなく、またBGMなどの音が無い方が、視覚的に景観への意識が注がれる傾向にあり、既存の景観ストックの価値についての認識も高まる。(三条通地区)
- ・夜景景観など、既存の景観を活かした手法を用いる場合は、来訪者の「体感」を促すためにも自動車や自転車も含めた交通環境整備への配慮が必要である。(三条通地区)
- ・景観に対する意識共有は、景観面だけを限定して行うことに関しては限界があり、総合的なまちづくりという枠組みの中に景観を位置づけた手法が必要である。(御池通・姉小路通地区)
- ・景観シミュレーションにおいては、視覚的な手法であるバーチャルリアリティと併せて、体感できる模型などを用いた手法がより効果的である。(御池通・姉小路通地区)

②ネットワーク型まちづくり組織による地域活性化手法の有効性

- ・企業や商店主などによる地域の中のネットワーク型まちづくり組織は、多様な主体が自由に発言するとともに互いにコミュニケーションする場の提供、企業の参加による新たな視点をまちづくりに盛り込むことなどの効果が期待されている。
- ・地域社会に対するNPO法人などの組織は、地域を越えて大きなフレームでまちづくりを考えるための場を用意する役割、将来のまちづくりという方向を地域住民に示していく役割、企業も含めた地域を越えた多様な主体が連携しながらまちづくりを考える場を提供する役割、まちづくりに関わる契機や関与の回路を幅広い多様な主体に対して用意する役割が挙げられる。



三条あかり景色プロジェクト

- ・老舗は、企業として賑わいを求めるという考え方も理解でき、また地域への思い入れも持っているため、企業と住民などの橋渡し役として重要な役割を担っている。
- ③持続的なまちづくり・景観形成に求められるまちづくりプロセス・プログラム
- ・地域の中で企業や商店主などのネットワークによるまちづくり組織を作るには、市民レベルでのまちづくり組織と地域社会との信頼関係の中から作っていくプロセスが現実的なものと考えられる。
- ・多様な主体の参加により、景観に対する新たな価値認識、価値創造の可能性が生まれる。
- ・多様な価値観の間の意思疎通を図るとともに一つの目標を構成していくためのツール、コミュニケーションを可能にするツールの準備が重要である。
- ・価値形成や意識共有においては、視覚だけでなく体感する手法を用いることが有効である。

都市再生モデル調査は、モデル調査への指定をきっかけにして、地域の主体的なまちづくり活動の立ち上げ、継続した取組の推進をサポートすることも大きな目的とされています。平成16年度の成果を踏まえて、更にそれぞれの地区での取組が充実したものとなっていくことに期待しています。

京町家の保全・再生の事例

～京都で一番 小さな京町家～

仕舞屋 (しもたや) (中京区)



御池通の黒門北西角に、「京都で一番小さな京町家」と描かれた暖簾がかかった京町家があります。確かに建坪が10坪ちょっとの小さな京町家です。ここは10年以上空家だったのですが、現在のオーナーの小泉さんをご購入され、改修が行われました。小泉さんは、京都市伝統産

業振興館「四条京町家」のオーナーでもあり、この「仕舞屋 (しもたや)」も「四条京町家」と同じように、町家での暮らしや文化を体験してもらおう場にしていきたいと考えておられます。御池通の並びには、小泉さんのお仕事場となっている京町家もあり、町並みの保存にも寄与できればと考えておられます。

仕舞屋とは本来、商売を引退された方などが住んでいた住居専用の町家のことを指します。京都には大きな町家だけでなく、庶民の生活の場としてのこのような比較的小さな面積の町家もたくさん残っています。小泉さんはこうした仕舞屋にもっと目を向けてもらい、こういう改修もできる、手を入れればまだまだ気持ち良く住めるということを見てもらいたいということで、改修工事に取組まれました。

建物が小さいことから今回の改修工事は、比較的容易にできたとのことです。建物は、大正3年に建てられたもので、材料は杉が使用されていました。

10年以上空家だったことから、傷みがひどく、柱の根継ぎや、土壁を下地から塗り直すなど、改修は建物全般に及びました。また建物自体の歪みも大きく、改



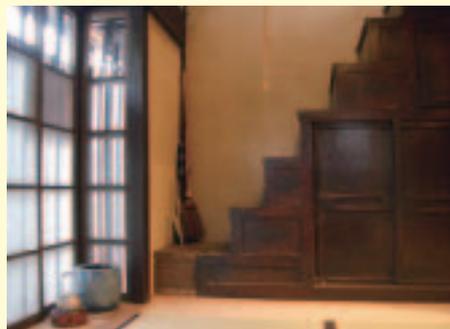
梁の見える天井に改修されました。

修は土台も含めたものとなりました。改修に当たっては、基本的に元の姿を活かしながら、京町家が必要とするエレメントをここに凝縮していこうという方針で進められました。

たたきの土間を作り直し、おくどさん(注1)も新たに作り、2階には虫籠窓を作るなど、細部にもこだわりが見られます。

1階は2畳と3畳の2部屋、2階も同様の間取ですが、土間の吹き抜けには天窓を作り、そして2階の天井は梁を見せることとしたため、小さいながらも明るくゆったりした空間になっています。建具は基本的に従前のものを活用し、新しいものは数点に押さえ、全体的に落ち着いた雰囲気になっています。玄関にはもともとは大戸・潜戸があったのですが、傷みが大きくまた屋内が暗くなるということもあって、蔵の扉の内側に使われていた引き戸を再利用して新しくされました。

改修には京都建築専門学校(注2)の学生さんが、棟梁とともに授業の一環として携わってくれました。改修期間は約10ヶ月ほどかかりましたが、学生さんも時間をかけてじっくり実物に触れ、そしていろんな職人さんが関わって改修が進められていくことを学び、良い体験になったと言ってくださいます。こうした多くの人の関わりででき上がったことも、町家のエッセンスが凝縮された雰囲気を醸し出す一因となっているのではないかと思います。



昔ながらの箱階段

今はこの仕舞屋は、知人に泊まっていたり、みんなで集まったりする場所として使っておられます。若い方にも、静かで落ち着くとの評判で、

昼のある空間、土壁のある空間の良さをゆっくり感じていただいており、小泉さんは、小さいながらもゆとりのある空間ができた喜んでおられます。

この周辺の地域では二条城の城下町としての地域振興も目指されているのですが、今後はそうした地域の取組の中で、京町家での暮らしを体験する場としても提供していきたいとのことです。

改修されたこの仕舞屋を見学に来られたご近所の方々は、自分の家もこのように改修したいとおっしゃっているそうです。この仕舞屋は、かつては6人の家族が暮らしていたとのことですが、小さいなりに出せる、みんなで寄り合って何かを一緒にする雰囲気を作っていけたらと小泉さんはおっしゃっています。小泉さんは、京都の生活文化の体験塾として、旬を楽しむ「しもたや塾」を主宰し、塾生も募集されておられます。(財)京都市景観・まちづくりセンターとしましても、これから多くの人たちの記憶に刻まれる場所になっていくよう応援したいと思っています。

(注1) おくどさん… ご飯を炊くかまど

景観・まちづくりシンポジウムを開催！

「京都の景観とまちづくり」 ～町家が活かされる21世紀京のまち風景～

今日、京都では町家は減少している一方、町家の持つ雰囲気の魅力を感じる人が増え「町家ブーム」とでも呼ぶべき状況が起こっています。

今回のシンポジウムでは、京町家の魅力や、後世に引き継ぐことの意義などについてもう一度考え、その中から見えてくる今後の京都の景観とまちづくりについて会場のみなさんとともに議論いたしました。



基調講演 西島 安則氏

第1部の西島先生の基調講演では、千数百年という長い歴史を有する京都のまちづくりについて、各時代の「まちの風景」やその歴史的な背景と合わせて、OHPで分かりやすく解説していただきました。

「京のまち」は、「天然の美しさの中に人工という人の手を加えながら生きる、いわば『天然と人工が織りなす悠久の製作芸術』とも表現できる素晴らしいものである」など、ご自身の「京のまち」に対する深い想いについて語っていただきました。

引き続き行われたパネルディスカッションでは、京都市や京都市景観・まちづくりセンター、市民活動団体等が連携して、京町家の保全・再生のあり方

を考える「検討会」でご協力いただいている三村先生をコーディネーターに、行政や学識者をはじめ実際に保全・再生の活動を日々実践されている市民活動団体の方々に京町家の魅力や、後世に引き継ぐことの意義などについて語っていただきました。

パネリストからは、「ここ十数年の町家ブームを背景に、今とんでもない町家が増えているように感じている。このまま放っておくと10年後には、市内の町家が壊滅的な状況になっているのではないか」という現状の取組を危惧するご意見や、「町家は、町衆の暮らしと営みを支えるものであり、そこに住んでいらっしゃる方が、どういう想いでそこにずっと住み継いでこられたかを考えることが大事ではないか」という保全・再生のヒントとなる意見も出されました。

また、「行政と民間団体との連携は必要不可欠であり、その役割分担の内容も含めて今後更に取組を進めるべきである」といったパートナーシップの強化に関する意見も出されました。

シンポジウムのまとめに当たり、三村先生から「NPO法人など市民活動団

体の協力のもと町家に関する調査をここ数年行い、その中で分かったことに関して実行に移してきた部分もいくつかあり、その結果、少しではあるが効果が出ていると言える、「町家の各居住者の気持ち、気持ちは千差万別であるが、それぞれの京町家への想いを行政ももっと政策に反映していくことが大事ではないか」、「色々な調査に入ってからだいぶ経過したが、時間の経過とともに新しい試みも必要な時期にきていると感じている」と締めくくっていただきました。

■第1部 基調講演 「京のまち」

西島 安則 氏
(京都市産業技術研究所所長、元京都大学総長、
前(財)京都市景観・まちづくりセンター理事長)

■第2部 パネルディスカッション

【 コーディネーター 】

三村 浩史 氏 (関西福祉大学教授、京都大学名誉教授)

【 パネリスト 】

宗田 好史 氏 (京都府立大学助教授)
小島 富佐江 氏 (NPO法人京町家再生研究会事務局長)
小針 剛 氏 (町家倶楽部ネットワーク事務局長)
大島 仁 氏 (京都市都市計画局長)

メールマガジンに、ぜひご登録ください！！



- ①景観・まちづくり大学の各セミナーの案内などが届きます
- ②各種シンポジウムの案内などが届きます
- ③京町家に関するホットな話題が手に入ります
- ④センターの今！がわかります

<申し込み方法>

■ホームページにアクセスして、「メールマガジン」のページから申し込みます。

ホームページは <http://machi.hitomachi-kyoto.jp/>

メールマガジンは <http://www.hitomachi-kyoto.jp/mm.html> をご覧ください

財団法人京都市景観・まちづくりセンター 平成17年度予算・事業計画が承認されました

平成17年3月28日の(財)京都市景観・まちづくりセンター理事会・評議員会で、平成17年度予算及び事業計画が承認されました。

「地域まちづくり活動の促進」及び「地域と共生する土地利用の促進」を柱とする各種事業や、「まちづくりに関する情報発信・情報交流・調査研究等」、「京都市景観・まちづくりセンター施設運営」その他の事業に引き続き取り組んでいきます。

また、「歴史都市・京都」創生の推進や景観整備機構としての機能発揮の観点から、新規事業、既存事業の充実等に取り組みます。

【新規事業】

○景観重要建造物の管理・活用

京都市の景観計画に基づき指定された景観重要建造物について、必要に応じて、所有者と管理協定を締結し当該建物の管理・活用等を行います。

○京町家まちづくりファンド設立事業

京町家の改修助成等、保全・再生・活用を更に促進する事業を行うためのファンド(基金)を設立します。平成17年度中(9月目途)設立のため、運用、活用に係る規定整備、寄付の促進のための広報活動等に取り組めます。なお、ファンドは、収入、支出とも他の業務と区別する必要があるため、特別会計を新たに設けました。

【主な充実事業】

○地域まちづくり活動支援事業

従来から取り組んでいる、地域への専門家派遣や「まちづくり協議会等」への活動助成について、景観法に基づく「景観協定」締結などを目指した地域の取組についても対象とします。

○景観・まちづくりシンポジウム

景観・まちづくりに関する情報提供や普及啓発を目

的としたシンポジウムを開催します。京都市内で2回、京都市外(東京都内予定)で1回開催を予定しています。

○京都まちづくり交流博

京都でまちづくりに取り組む様々な活動主体相互の交流・活性化を目指す第3回京都まちづくり交流博を開催します。

○調査研究

- ・「地域再生—海外に開かれたコミュニティの実現—」研究事業(総合研究開発機構一般研究助成事業)
- ・京町家再生プランの見直し(京都市受託事業)
- ・「平成の町家型地域共生住宅」のあり方及びその実現化方策に関する調査(大阪ガス株式会社受託事業)

○その他

景観・まちづくり大学等において、市民活動団体や、区役所・支所等行政のまちづくり部門、市民活動支援部門と事業面、情報面での連携を強化します。

平成17年度事業計画の詳細はホームページに記載しています。

<http://machi.hitomachi-kyoto.jp/pubsys/view.rbx?cd=394>

【予算】

一般会計(単位 千円)

収入の部		支出の部	
基本財産運用収入	715	事業費(自主事業費)	62,321
会費収入	4,000	事業費(受託事業費)	25,444
事業収入	500	事業費(施設管理費)	35,050
補助金等収入	145,139	管理費	30,819
雑収入	580	繰入金支出	997
前期繰越収支差額	9,487	特定預金支出	3,790
		予備費	2,000
収入合計	160,421	支出合計収入合計	160,421

京町家まちづくりファンド特別会計(単位 千円)

収入の部		支出の部	
基金収入	151,000	基金事業費	1,000
基金運用収入	2	基金積立金支出	151,000
雑収入	1	予備費	0
繰入金収入	997		
収入合計	152,000	支出合計	152,000

新理事長就任のご挨拶



(財)京都市景観・まちづくりセンター

理事長 **中西 進**

究極の都市計画 に向けて

京都市が景観・まちづくりセンターをもつことは、素晴らしいと思います。景観にすぐれたまちづくりは、おそらく都市計画の中で、究極の課題だろうと考えるからです。

日本の古代都市が、今日から見ると驚くほど短期間で場所をかえていることには、污水处理の問題があったにちがいありません。都市はそのようにもっとも生活的で緊急な課題に始まる、現実的な問題を多く抱えるはずですから、まちづくりの景観など、二の次三の次となっていくでしょう。とにかくそれは、心理的であったり、哲学的であったりするのですから。

しかしそのためにこそ、都市における景観は人間にとって不可欠のもので、澄んだ空気やおいしい飲料水のようなものかもしれません。その点からいえば、当センターは京都という体の、気管や食道のような役目を担うのでしょうか。センターは浄化機関かもしれません。

それにしても都市の景観は一致した公共の意志によって生み出されるものですから、住民には限りない社会性が要求されます。まちを美しく作り上げ、保持していく強い総意が必要とされるでしょう。

そしてまた、地道で気の長い作業がまちづくりだと思っています。即効性のあるものではないところに、これまた美しく作り上げられた景観の、頼もしい底力があると思えます。

こうした諸条件を考えると、とくに木造建築を主とした日本の古都の景観、まちづくりは容易なことではないと思いますが、しかしぜひとも実現しなければならない生活環境ですから、住民の誇り高い責務として推進していきたいものです。

幸い京都は、山や川によって程よい地域が形づくられています。この自然を十分に生かしつつ、一方で町家の暖かさを大切にされた古都の風姿を、整えることが可能だと思っています。

私と京都



京都市副市長

毛利信二

雰囲気のある まちづくり

私にとって、京都は憧れのまちであり、この地に降り立つたびに心震わせてきたまちである。市民となった今、まちづくりに責任を負う立場となって改めてこの都市をみると、新たな思いも湧いて来る。紙面をお借りしてその一端をお話しさせていただきたい。

観光で京都を訪れた人が、京都観光の中でよいものとして、①風景②名所旧跡③自然④文化財と答え、さらに「⑤雰囲気」としているのは興味深い。雰囲気とは漠然とした印象のようなものであろう。実は、これが他都市では

なかなか味わえない、それ故京都への憧憬を強めるもの、そして京都の大切な宝である、私は思う。

ところで、いったい京都のまちの雰囲気を作り出す要素はなんだろうか。

常々私は、「空間」と「時間」と「人」が都市を構成する要素だと考えている。空間は建築物や土地利用といいかえてもいいし、時間は歴史、そして人は生業(なりわい)といってもよいが、これらがそろって初めて都市らしさが生まれ、しかもその組合せの有り様がまちの個性を決めていると思われる。このまちの雰囲気も、これらが重なり合って醸し出されていることは間違いないが、私は、とりわけ京都においては、この「雰囲気」を大切にしたいまちづくりを進める必要があると思う。

しかし、雰囲気を大切にしたいまちづくりとはなにか、一言で言うなら、そのまちの持つ空間的・時間的・人間的価値をできるだけ生かす、あるいは取り戻すまちづくりであろうが、それを実践するのは容易ではない。

いずれにしても、雰囲気のあるまちづくりがこれほど求められる都市は、京都をおいて国内にそうはない。

そして、放置すればするほど、永年の間に時の変化の急流に呑み込まれ、失われていくものをできるだけ残し、あ

るいは取り戻すには、他都市と比べものにならないほどの強い意欲と取組が求められることになる。

さて、ここ四半世紀の国の都市計画行政を振り返るとき、これが果たして京都のまちづくりに大きな貢献をしてきたのであろうかと、私は考え始めている。ベースとなる土地利用・建築規制を一定の組合せの範囲に限定し、まちづくりの様々なニーズには専ら地区計画メニューの拡大で応える、というのが最近までの国の基本的なスタンスであろうが、これで「雰囲気」を大切にしなければいけない京都のまちづくりに果たして十分だったのであろうか。この間、京都独自の様々なまちづくりの手法が導入されてきたが、ベースとなる規制が基本的に制約されたままで、あとは地区計画にすべてを委ねる、という手法は、他都市ではともかく、ここ京都においてはかなり限界があったのではないかと思う。

景観法は、画期的な法律であり、京都のまちづくりに新たなツールと、なによりわれわれに勇気を与えてくれる。が、それだけではまだまだ十分とはいえない。改めて、新たな展開が求められていると感じている。

センター語録

京都市景観・まちづくりセンターの一員となり、一年が過ぎました。学生時代からまちづくりには興味があり、学生なりの関わりをしてきたことはありましたが、仕事として関わるのは初めてで毎日が勉強の日々です。

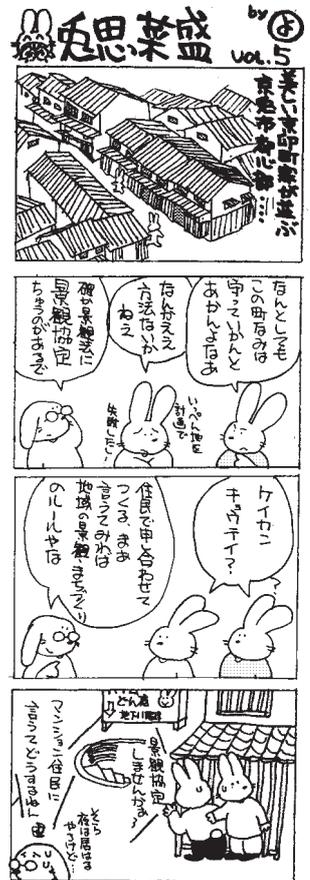
生まれも育ちも大学も大阪だった私にとって、京都はずっと「遊びに行く場所」でした。そんな私がこれまで見てきた京都はあくまで一面的なものに過ぎなかったと感じるようになってきました。今こうやってセンターでの仕事をしていると、そこでの生活に根ざした「まちの姿」が見えるようになってきたと思います。

そんな京都の「まちの姿」の要素として「人」が非常に重要なのだと感じます。地域のまちづくり

のお手伝いをさせていただく中で、まちづくり協議会などの会合や様々なイベントに参加させていただきますが、そこには魅力的な“まちづくりリーダー”たちがおられます。私がお邪魔させてもらっているある地域では、リーダーシップを発揮する人、議論をきちんと整理する人、ユーモアがあって場を和ませる人など絶妙の役割分担ができており、いつも楽しく、感心させられながら参加させてもらっています。

今年も多く地域に出かけていき、魅力的な“まちづくりリーダー”たちに出会えることを楽しみにしながら仕事をしていきたいと思っています。

(景観・まちづくりセンター事務局 D・T)



センターからのお知らせ

京都市景観・まちづくりセンターホームページ

<http://machi.hitomachi-kyoto.jp>

センターの取組内容をはじめ、まちづくりに関する様々な情報を発信するホームページ。

皆さんの地域のイベント情報、まちづくり情報も掲載します。メールマガジンの登録も受付中です。



センター活動拠点のご案内

京都市景観・まちづくりセンター

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 (河原町五条下る東側)

「ひと・まち交流館 京都」地下1階

TEL 075-354-8701

FAX 075-354-8704

e-mail : machi.info@hitomachi-kyoto.jp

●開館日 (相談の受付等)

9:00 ~ 21:30 (月曜日 ~ 土曜日)

9:00 ~ 17:00 (日曜日・祝日)

●休館日

毎月第3火曜日 (国民の祝日に当たるときは翌日)

年末年始 (12月29日 ~ 1月4日)

なお、センターへのお越しの際は公共交通機関をご利用ください。



賛助会員の募集 (平成17年度分)

平成17年度の賛助会員を募集しています。京都のまちづくりに貢献したい！センターの活動を応援したい！そんなあなたの熱意をお待ちしています。

【特典】

- ・ニュースレター (年4回・季刊) の送付
 - ・冊子等センター発行物の割引
 - ・ニュースレターでの活動紹介
 - ・シンポジウム、セミナー等への優待
- 賛助会員の方は、景観・まちづくり大学のすべてのセミナーを無料で受講できます。(賛助団体の方はひとつのセミナーで3人まで受講可)

【年会費】

個人1口：5千円 団体1口：5万円

まちづくりフレンズの募集

地域のまちづくりに関する各種イベントや啓発・学習活動にボランティア・スタッフとして参加していただける方を募集・登録しています。